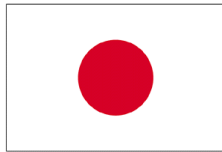


EPA活用マニュアル



・・・日本マレーシアEPA版・・・



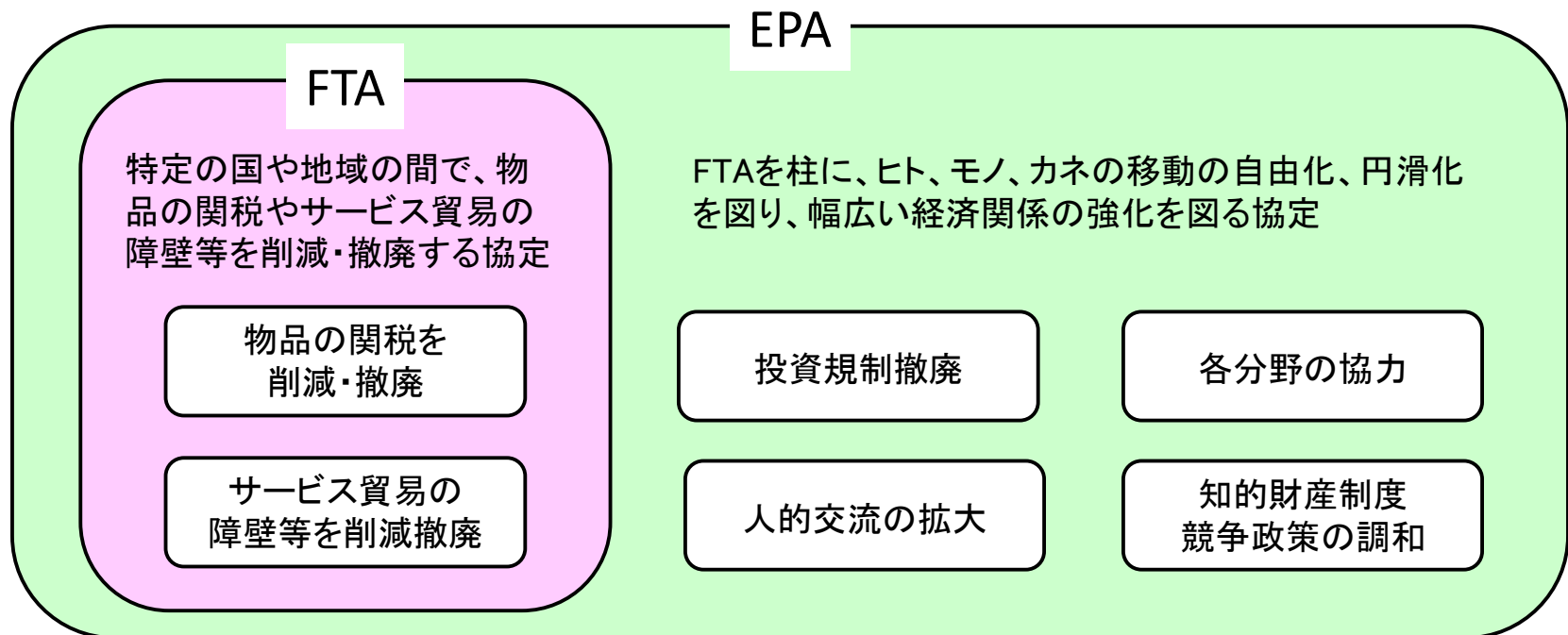
第1部	特惠税率適用までの流れ	02～09頁
第2部	関税率表の見方	10～19頁
第3部	譲許表の見方	20～23頁
第4部	原産地規則とは何か	24～27頁
第5部	原産地証明書の取得	28～32頁
第6部	積送基準、GSPなど	33～36頁

2017年12月15日更新

ジェトロ・貿易投資相談課

日本マレーシア経済連携協定(EPA)は
2006年7月13日発効！

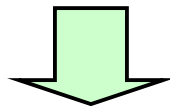
経済連携協定 EPA・・・Economic Partnership Agreement
自由貿易協定 FTA・・・Free Trade Agreement



日マレーシアEPAの発効により・・・

- ★ 日本からマレーシアに輸出する物品、およびマレーシアから輸入する物品の関税が削減・撤廃される品目がある
 - 即時撤廃になるもの
 - 段階的に削減し、いずれ撤廃になるもの
 - 割当量以内で減税あるいは無税
 - 今回は妥結に至らず、再交渉するもの
 - 除外するもの・・・関税の削減・撤廃が行われないもの

- ★ 日マレーシア(EPA)特恵税率
・・・日マレーシアEPAによって、削減・撤廃される税率



- ★ マレーシアに輸出(またはマレーシアから輸入)する物品の特恵税率を調べ、特恵税率適用を受けるための原産地証明書を取得する

<逆転現象：協定の特恵税率より最恵国(MFN)税率の方が低い(有利)現象を逆転現象という>
日本マレーシア経済連携協定の特恵税率とMFN税率を調べて、特恵税率がMFN税率より低いことを確認する。MFN関税が特恵関税より低い場合は特定原産地証明書の取得は必要ない。

逆転現象

★逆転現象とは？

同じHSコードで経済連携協定の特恵関税率よりMFN関税率の方が低くなっている現象をいう

★なぜ逆転現象が起きるのか？

経済連携協定の特恵関税のベースレートはMFN関税、GSP関税、その他の関税である。経済連携協定の交渉から発効までの期間(数年要する)に、様々な要因から協定の特恵関税が交渉によって決まっても、その協定の特恵関税とは無関係にMFN関税を引き下げることがある(協定税率の交渉が一つのプレッシャーになることもあり得る)

★逆転現象への対処

関税の低いMFN関税の適用を申告すればよい。

MFN関税が協定の特恵関税より低くなったことは本来、経済連携協定が目指す貿易障害の削減・撤廃がかなったことになる。また、特定原産地証明書の取得が不要になり、貿易自由化が一步進んだことになる。メキシコ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN(日本、ベトナムの税率のみ)、スイス、ベトナム、インド、ペルーとの経済連携協定ではMFN税率がEPA税率より低い場合その低いMFN税率を適用する

★今後の対応

- ①経済連携協定の特恵関税は協定に記述のない限り、MFN関税が協定の特恵関税より低いからといって、再交渉することはない
- ②現時点で協定の特恵関税の方がMFN関税より低くても、MFN関税はいつ協定の特恵関税より低く改定されるかわからない。従って、定期的にMFN関税をチェックすることをお勧めする。

(注) MFN税率(最恵国待遇税率)とは？

WTO協定税率、WTO譲許税率とも呼ばれる。WTO協定上、WTO加盟国・地域に対して一定率以上の関税を課さないことを約束(譲許)している税率をいう。その税率が、国定税率より低い場合、WTO全加盟国・地域からの産品に対し等しく適用される。

EPA特恵税率が適用されるための要件

1、2、3のすべてが必要

1. 対象輸入産品にEPA特恵税率が設定されているか？

日本からマレーシアに輸出・・・マレーシア側EPA特恵関税率表を確認
マレーシアから日本に輸入・・・日本側EPA特恵関税率表確認
将来の関税引き下げスケジュールは両国各々の譲許表を参照

2. 輸入貨物にEPA特恵税率の適用資格(原産資格)があるか？

- 2-1 原産地規則を満足していることおよび積送基準を満足していること
- 2-2 そして、それを証明すること

原産地規則を満足している証明は原産地証明書

積送基準を満足している証明は運送要件証明書(通しの船荷証券の写し等)

3. 特定原産地証明書および運送要件証明書(通し船荷証券の写し等)を輸入国税関に対して提出すること

EPA特恵関税を利用するための手順(輸出の場合)

1. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の調査

⇒輸出先が決定したら輸出国と輸入国が発効しているEPA/FTAを調べる

ジェトロ 「世界のFTA一覧」 <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/01/14985ca67be82942.html>

WTO Regional Trade Agreements Information System (RTA-IS) <http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>

UNESCAP Asia-Pacific Trade and Investment Agreements Database

<http://www.unescap.org/resources/asia-pacific-trade-and-investment-agreement-database-aptiad>

ADB Asia Regional Integration Center <http://aric.adb.org/FTAbyCountryAll.php>

2. HSコードの特定: 輸入国税関の判断したHSコードが必要

⇒輸入国で過去同一品を輸入した経験があれば、その時の税関が許可した輸入許可証に記載されているHSコード、対象品を初めて輸入するのであれば輸入者に文書による品目分類の事前教示(Advance Ruling of Tariff Classification)にてHSコードを確認してもらう。

HSコード6桁はHSコードを使用している国では共通であるが、5年ごとに改定される。日本が締結している経済連携協定では以下のとおりそれぞれ使用されているHSコードの年度が明記されている。その特定原産地証明書には以下のHSコードで記載しなければならない。

2002年版HSコードで規定されているEPA⇒日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン

2007年版HSコードで規定されているEPA⇒日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー

2012年版HSコードで規定されているEPA⇒日オーストラリア、日モンゴル

3. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の特恵関税率と最恵国(MFN)税率を調べる

⇒通常輸入の場合適用されるMFN税率とEPA/FTA特恵関税率を調べ比較する

ジェトロ「世界各国の関税率」 <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

EPA/FTA特恵関税率:各協定附属書などの関税スケジュール表(譲許表)から調べる

EPA/FTAには再協議品や除外品目などの特恵関税対象外品目があるので注意!

4. 対象輸出品に求められている原産地規則を調べ、その原産地規則を満たし、それを証明し、特定原産地証明書を受給して輸入者に送る

⇒利用するEPAあるいはFTAの品目別規則(PSR)を調べ、原産地規則の規定がなく一般原産地規則の規定がある協定は、一般原産地規則が原産地規則である

日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請マニュアル」 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

EPA特恵関税を利用するための手順(輸入の場合)

1. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の調査

⇒輸出国と輸入国が発効しているEPA/FTAを調べる

ジェトロ 「世界のFTA一覧」 <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/01/14985ca67be82942.html>

WTO Regional Trade Agreements Information System (RTA-IS) <http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>

UNESCAP Asia-Pacific Trade and Investment Agreements Database

<http://www.unescap.org/resources/asia-pacific-trade-and-investment-agreement-database-aptiad>

ADB Asia Regional Integration Center <http://aric.adb.org/FTAbByCountryAll.php>

2. HSコードの特定: 輸入国税関の判断したHSコードが必要

⇒輸入国で過去同一品を輸入した経験があれば、その時の税関が許可した輸入許可証に記載されているHSコード、対象品を初めて輸入するのであれば文書による品目分類の事前教示(Advance Ruling of Tariff Classification)によるHSコードを確認。

協定の原産地規則を調べた後、利用するEPA/FTA特恵関税を確認し、そのHSコードを輸出者に連絡する。

HSコード6桁はHSコードを使用している国で共通であるが、5年毎に改定される。日本が締結している経済連携協定ではそれぞれ使用されているHSコードの年度が明記されている。その特定原産地証明書には以下のHSコードで記載しなければならない。

2002年版HSコードで規定されているEPA⇒日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン

2007年版HSコードで規定されているEPA⇒日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー

2012年版HSコードで規定されているEPA⇒日オーストラリア、日モンゴル

3. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の特恵関税率と最恵国(MFN)税率を調べる

⇒通常輸入の場合に適用されるMFN税率とEPA/FTA特恵関税率を調べ比較する

ジェトロ「世界各国の関税率」 <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

EPA/FTA特恵関税率: 各協定附属書などの関税スケジュール表(譲許表)から調べる

EPA/FTAには再協議品目や除外品目などの特恵関税対象外品目があるので、注意!

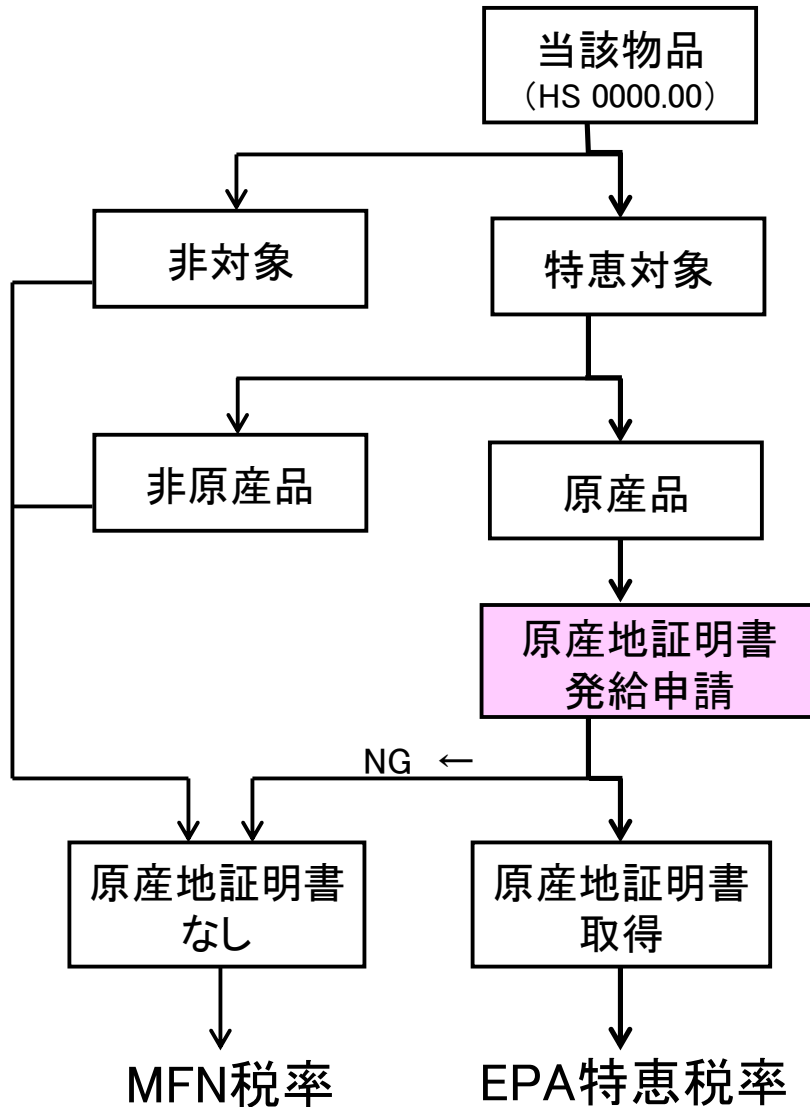
4. 対象輸入産品に求められている原産地規則を調べ、その原産地規則を満たしていることを輸出者に確認する

⇒利用するEPAあるいはFTAの品目別規則(PSR)を調べ、原産地規則の規定がなく一般原産地規則の規定がある協定は、一般原産地規則が原産地規則である。

日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請マニュアル」https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

5. 対象輸入産品とその特定原産地証明書が到着後、EPA/FTA特恵関税適用を申告する輸入申告書に特定原産地証明書、船荷証券の写し、通常の輸入申告に必要な書類を添付して税関に提出する

日本からの輸出にEPAを利用する場合



HSコードが分からない場合、

- ・輸入者を通じて輸入国税関に照会する
- ・または、過去に同じ産品を同じ国に輸出した実績があれば、その輸入許可書上のHSコードを確認する(11-12頁参照)

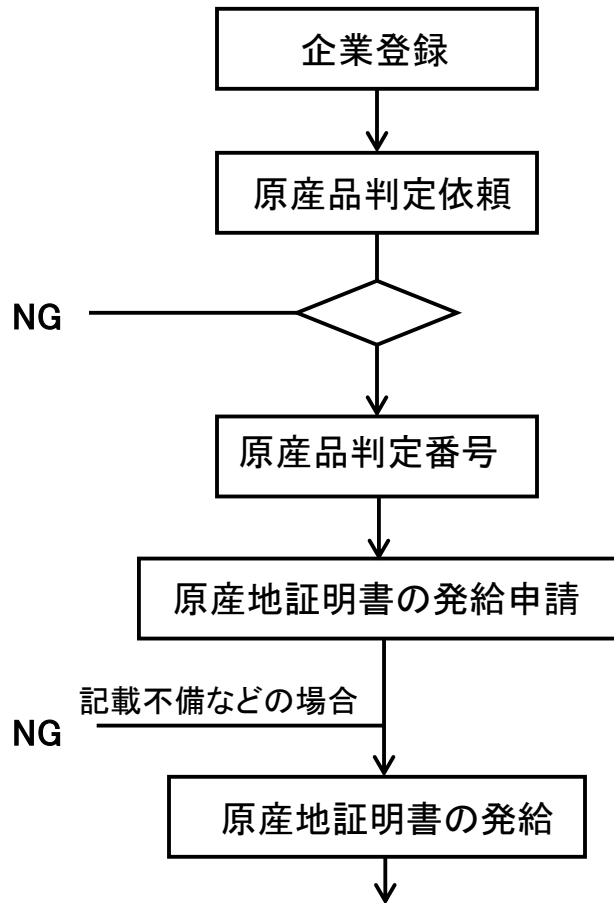
特恵関税を関税率表および協定附属書1(譲許表)から調べる

原産地規則を協定附属書2(原産地規則)から調べる

日本商工会議所(および各地商工会議所)に原産地証明書の発給を申請をする(次頁参照)

	関税率表および譲許表 (原産地規則は締約国共通)	発給申請
輸出	マレーシア側を調べる	日本で
輸入	日本側を調べる	タイで

原産地証明書発給の流れ



輸出者および原産品判定依頼を行う生産者の企業登録。
企業登録番号、ログインID、パスワードが通知される。
登録内容に変更がない限り、2年間有効

輸出者が生産者でない場合、輸出者の依頼を受けた生産者が原産品判定依頼を行うには当該生産者の企業登録も必要

当該産品が附属書2(品目別規則)の原産地規則を満足する原産品確認書およびその証拠書類を準備して(5年あるいは3年間保存義務あり)、インターネット上で「特定原産地証明書発給システム」にアクセスし、必要情報を入力し、判定を依頼。必要に応じて、申請に係る物品の原産品確認書、関係者への照会、あるいは調査がある

原産品と判定されると原産品判定番号が付与される。
申請内容に変更がない限り、有効期限なし

輸出者は輸出の都度、原産地証明書を取得する

例えば毎月のように継続して輸出する場合、まず、当該物品の原産品判定を受けておく ⇒ 「原産品判定番号」を取得しておく。以降、輸出の都度、原産地証明書のみ、申請・受給する

輸入締約国の輸入業者に送付
業者は税関に提出、特恵税率で通関

詳しくは日本商工会議所ウェブサイト参照
<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tetsuduki.html>

関税率を調べる

- ★ 当該物品のHSコードを確認する
 - HSコードとは…すべての貿易品目の分類に用いられる世界統一番号
 - HSコードが分からない時は税関に問い合わせる(12頁参照)
- ★ HSコードから各国の(現在の)特惠関税率を調べる
協定附属書1(譲許表)から調べる。その他以下の調べ方がある。
 - 日本の関税率
 - 税関のウェブサイトから調べる(最新版実行関税率表)
 - マレーシアなど世界各国の関税率
 - ジェトロ・ウェブサイトでユーザー登録をして、「WorldTariff」(データベース)から調べる(16頁参照)
- ★ 段階的引き下げ品目の来年度以降の特惠関税率は外務省ウェブサイトにある協定附属書1(譲許表)から調べる(18頁以降参照)
 - 表の4欄に「A」とある品目は発効日に関税撤廃
 - 「B」の品目は毎年均等な引き下げ…発効日に最初の引き下げが行われ、その後、日本側は毎年4月1日、マレーシア側は毎年1月1日に引き下げられる。

(参考) 関税分類番号(HSコード)の特定

★正しい関税分類番号確定の重要性

EPAを利用して輸出入取引する場合、まず正しい関税分類番号の特定が極めて重要になる。EPAの物品貿易ではEPA税率、品目別規則共に関税分類番号(HSコード)をベースに規定されている。従って、関税分類番号を間違えると税率・品目別規則が異なることになり、EPA本来の貿易自由化等の意図が反映されなくなることがある。EPA利用した取引でHSコード違いのトラブルが多発しているため、要注意。

★関税分類番号(HSコード)とは？

通称「HS条約」と呼ばれる「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に基づいている。このHS条約は1988年1月から発効しており、2017年7月現在155カ国・地域が加盟、HS適用国(含HS条約非加盟国)などは208カ国・地域にのぼる。

HS: Harmonized Commodity Description and Coding System

★関税分類と統計品目番号

HS条約では6桁を条約加盟国共通とし、7桁目～10桁目の4桁分の数字は各加盟国が独自に細分化し番号を付与して統計用に使用したり、独自の通関システムに使用する番号を付与するなどして利用できる。日本の場合、6桁に3桁の統計品目表の細分番号を加えた数字を統計用として使用している。EPAでは6桁の関税分類番号(HSコード)で規定されている。

関税分類の事例(さくらんぼの例) 08⇒類、0809⇒項、0809.20⇒号 統計品目番号(さくらんぼの例) 0802.20-000

★取り扱い品目の関税分類番号の特定(HSコードの特定は輸入国税関が行う)

- (1) 日本から輸出の場合: 6頁参照
- (2) 日本への輸入の場合: 7頁参照

(注) 輸入締約国の税関と輸出締約国税関の関税分類判断が異なる場合は、輸入締約国税関の判断が優先する。

参考 「関税分類(税番)や関税率などについての照会」 <http://www.customs.go.jp/question2.htm>
「事前教示制度(品目分類関係)」 <http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a>
「事前教示回答(品目分類)の公開について」 http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1203_jr.htm
「輸入貨物の品目分類事例」 http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei_index.htm
「関税率表解説・分類例規」で調べてみる <http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>

(参考) EPAに係る関税分類番号(HSコード)の取り扱い

★ HSコード体系の改定

「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)の附属書」は5年ごとに改定される。2017年1月1日より関税定率法別表(関税率表)および輸出入統計品目などは2017年版HSコードに基づく表記に改定されている。現在ではHS条約加盟国のほとんどで輸出入申告書等の手続きは2017年版(最新版)HSコードに基づいて行われている。

★ EPA譲許表と輸出入申告にあたってのHSコード

EPAを利用する対象製品の最新HSコードが過去の統一システムのHSコードから変更された品目の場合、原産地証明書上のHSコードと輸入申告書上のHSコードは異なるので要注意。(6-7頁参照)

参考資料:

税関「関税分類の概要」	http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201_jr.htm
税関「輸出統計品目表2017年版」	http://www.customs.go.jp/yusyutu/2017/7
税関「実行関税率表2017年5月16日版」	http://www.customs.go.jp/tariff/2017_5/
税関「輸出入手続きの便利な制度」	http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a
税関「輸入申告書」	http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020.pdf
税関「輸入申告書記載要領」	http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020k.pdf
ジェトロ「事前教示制度:マレーシア」	https://www.jetro.go.jp/world/qa/J-150804.html

HSコードに関してのお問い合わせは下記税関担当部署(関税監査官/税関相談官)にご連絡ください。

函館税関:0138-40-4716/0138-40-4261
横浜税関:045-212-6156 /045-212-6000
大阪税関:06-6576-3371/06-6576-3001
門司税関:050-3530-8373/050-3530-8372
沖縄地区税関:098-862-8692/098-863-0099

東京税関:03-3529-0700
名古屋税関:052-654-4139/052-654-4100
神戸税関:078-333-3118/078-333-3100
長崎税関:095-828-8669/095-828-8619

日本の実行関税率表

財務省関税局
 実行関税率表(2016年6月版)

http://www.customs.go.jp/tariff/2016_6/index.htm

第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品
 第1類 動物(生きているものに限る。)

印刷用表示 「印刷用表示」を押下すると、以下の表が印刷しやすいように全体表示になります。

2016年6月7日現在

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率																			単位 Unit			
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	ASEAN	フィリピン Philippines	スロバキア Slovakia	ベトナム Viet Nam	インド India	ペルー Peru	豪州 Australia	モンゴル Mongolia	I	II	
	2 その他のもの																							
210	① 鞍馬(鞍馬の簡走用以外の用途に供するものであり、かつ、鞍馬以外のものである旨が法令で定めるところにより証明されたものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
290	② その他のもの	4,000,000円/頭		3,400,000円/頭	無税																		関税割当数量の1頭につき276,25万円	NO
010123	その他のもの																							
100	1 鞍馬以外のものである旨が法令で定めるところにより証明されたもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
	2 その他のもの																							
210	① 鞍馬(鞍馬の簡走用以外の用途に供するものであり、かつ、鞍馬以外のものである旨が法令で定めるところにより証明されたものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
290	② その他のもの	4,000,000円/頭		3,400,000円/頭	無税																			NO
010130000	ろ馬	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
010180000	その他のもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO

関税の種類（日本の場合）

基本税率	協定や別途法律で定めのない限り適用する原則的な税率。現在、東ティモール、北朝鮮、赤道ギニア、レバノンなど数カ国に適用	
WTO協定税率	WTO全加盟国・地域および二国間条約で最恵国待遇を約束している国からの製品に対しそれ以上の関税を課さないことを約束（譲許）している税率（協定外の国・地域であっても、相互主義に則り、その国・地域との外交関係も考慮し、協定税率が適用される）	
一般特惠税率 （GSP税率）	開発途上国で、特惠関税の供与を希望する国のうち、わが国が当該供与を適当と認めた国（特惠受益国）を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率。開発途上国の輸出、所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率（特惠税率）を適用する制度（GSP: Generalized System of Preferences）特惠原産地証明書（Form A）が必要	
特別特惠税率 （LDC税率）	特惠受益国のうち、後発開発途上国（LDC）を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率であり、税率は全て無税。また、LDCを原産地とする一般特惠対象品目を輸入する場合も、LDC特惠税率が適用され、無税となる。LDC特惠税率の適用には、原則として、特惠原産地証明書（Form A）の提出が必要。関税暫定措置法で定められている	
協定特惠税率 （EPA特惠税率）	日シンガポールEPA、日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日チリEPA、日タイEPA、日インドネシアEPA、日ブルネイEPA、日アセアンCEP、日フィリピンEPA、日スイスEPA、日ベトナムEPA、日インドEPA、日ペルーEPA、日オーストラリアEPA、日モンゴルEPAの協定税率	
	協定	非協定
特惠	EPA特惠税率 （対：シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、アセアン、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル）	一般特惠（GSP）税率 特別特惠（LDC）税率
非特惠	WTO協定税率	基本税率

出所：税関「関税のしくみ」、外務省「特惠関税制度」から一部抜粋

日本のMFN税率

WTO加盟国、便益関税受益国及び二国間協定により最恵国待遇(MFN)を認めている国を原産地とする輸入貨物に適用する最恵国待遇税率(MFN税率)は以下の通り決定される

協定税率が設定されている品目	暫定税率が設定されている品目	暫定税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		暫定税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目	基本税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		基本税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	基本税率を適用
協定税率が設定されていない品目	暫定税率が設定されている品目		⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目		⇒	基本税率を適用

MFN: Most Favored Nation (最恵国待遇)

出典: 税関ウェブサイト「税率決定までの流れ」より一部抜粋

ジェトロ・ウェブサイトからマレーシアの関税率を調べる

世界各国の関税率

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外ビジネス情報 サービス 国・地域別に見る 目的別に見る 産業別に見る

輸出のコンテンツ一覧

世界各国の関税率

このページを印刷する

米国FedEx Trade Networks社が有料で提供している世界の関税率情報データベース「WorldTariff」です。ジェトロと同社との契約で、日本の居住者はどなたでも、同社のサイトから無料で「WorldTariff」をご利用いただけます。

ご利用の前に

「WorldTariff」を利用して得たデータおよび印刷物は、著作物への利用、第三者への販売、その他再配布はできません。ご利用にあたっては同社ウェブサイトへの登録および同社の使用許諾条件の遵守が必要であることをご承知ください。ジェトロは「WorldTariff」の情報およびこの情報に基づいて行われた行為の結果についていかなる意味でも責任を負うものではありません。「利用規約」をご確認ください。データの更新状況は「リソースセンター」の「WorldTariff出版日付」のページにて必ずご確認ください。

収録内容

世界175カ国の関税率が検索できます。MFN税率（WTO協定税率）の他に、GSP（特恵税率）の税率も収録されています。また、輸入時にかかる諸税（付加価値税・売上税・酒税など国により様々）も調べることができます。[詳しく見る](#)

初めての方へ

WorldTariffのウェブサイトでのユーザー登録が必要です。[詳しく見る](#)

登録ユーザーの方

既にユーザーネームとパスワードをお持ちの方はこちらから。「[利用方法](#)」をご確認ください。[検索画面へ](#)

初めての方は WorldTariffのユーザー登録が必要

⇒ ジェトロ・ウェブサイトでユーザーIDとパスワードが(即)取得可

My Profile | Support | Locations | English | Search or tracking number

FedEx Shipping Tracking Manage Learn FedEx Office

WorldTariff

Global trade. Optimized.

Your source for international customs duty and tax information.

Home | About WorldTariff | Register | Testimonials

WorldTariff®

Access up-to-date global trade tariff information at your fingertips and in English. WorldTariff helps you navigate the complexities of international trade easily and affordably.

Registered WorldTariff Users

ユーザーIDとパスワードを入力してください。

ユーザーID

パスワード

パスワードをお忘れの場合 [ログイン](#)

News

Canada Post Corporation Issues a 72-Hour Lock-Out Notice

More News

Contact Us

WorldTariff Customer Service
(24 hours a day, 7 days a week)
1.866.268.7602
fninfo@fedex.com

U.S. Headquarters
FedEx Trade Networks
6075 Poplar Ave, Suite 300
Memphis, TN 38119

New and convenient payment options
Customs duty and tax now available at your fingertips
Register now in customs areas
[Learn More](#)

WorldTariffの画面

国名、品目 (HSコード) を選択しSubmitをクリック

WorldTariff™
HS Number Search

仕向け国輸出先
Malaysia

品目名
94 - Furniture; bedding, mattresses, mattress supports, cushions and similar stuffed
9405 - LAMPS AND LIGHTING FITTINGS INCLUDING SEARCHLIGHTS AND

テキスト 番号 リセット Submit

Malaysia - Chapter 94 - Furniture; bedding, mattresses, mattress supports, cushions and similar stuffed furnishings; lamps and lighting fittings, not elsewhere specified or included; illuminated signs, illuminated name-plates and the like; prefabricated buildings

HS Number	Description	UOM	MFN
9405	LAMPS AND LIGHTING FITTINGS INCLUDING SEARCHLIGHTS AND SPOTLIGHTS AND PARTS THEREOF, NOT ELSEWHERE SPECIFIED OR INCLUDED; ILLUMINATED SIGNS, ILLUMINATED NAME-PLATES AND THE LIKE, HAVING A PERMANENTLY FIXED LIGHT SOURCE, AND PARTS THEREOF NOT ELSEWHERE SPECIFIED OR INCLUDED:		
9405.10.100	- Chandeliers and other electric ceiling or wall lighting fittings, excluding those of a kind used for lighting public open spaces or thoroughfares.	kg	25%
9405.10.200	-- Fluorescent lamp fittings	kg	20%
9405.10.990	-- Other	kg	20%

Agreement Specific Rules of Origin

Commodity Description	Rate
9405	5%
9405.40.100	Free
9405.40.200	Free
9405.10.100	25%
9405.40.912	5%
9405.40.919	20%
9405.40.990	20%
9405.50.120	Free
9405.50.190	15%
9405.50.900	5%
9405.60.000	20%

Malaysia Rules of Origin
No required change in tariff classification to subheading 9405.10 through 9406.00, provided there is a qualifying value of 9405.10-9406.00 A change or

RVC: 40% or CTC (apply General Rules)

品目別原産地規則

HSコードをクリックすると輸出国ごとに最も低い税率が調べられる

①MFNと特惠関税を比較して低い方が表示される

②どの税率を適用しているかが表示される

MFN税率 (Most-Favored Nation Treatment・・・最恵国待遇)

Malaysia

品目名
94 - Furniture; bedding, mattresses, mattress supports, cushions and similar stuffed furnishings; lamps and lighting fittings, not elsewhere specified or included; illuminated name-plates and the like; prefabricated buildings

品目
9405 - LAMPS AND LIGHTING FITTINGS INCLUDING SEARCHLIGHTS AND

テキスト 番号

Malaysia - Chapter 94 - Furniture; bedding, mattresses, mattress supports, cushions and similar stuffed furnishings; lamps and lighting fittings, not elsewhere specified or included; illuminated name-plates and the like; prefabricated buildings

輸入に課されるその他の税

Name	Tax Rate	Tax Base
Sales Tax	10%	Base

原産国ごとの最も低い税率

Country of Origin	Duty Rate	Rate Description
Albania	25%	MFN Applied
Algeria	25%	MFN Applied
Angola	25%	MFN Applied
Argentina	25%	MFN Applied
Armenia	25%	MFN Applied
Australia	Free	ASEAN-Australia-New Zealand Free Trade Agreement
Austria	25%	MFN Applied
Azerbaijan	25%	MFN Applied
Ireland	25%	MFN Applied
Israel	25%	MFN Applied
Italy	25%	MFN Applied
Jamaica	25%	MFN Applied
Japan	Free	Agreement Between Japan and Malaysia for an Economic Partnership
Jordan	25%	MFN Applied
Kazakhstan	25%	MFN Applied
Kenya	25%	MFN Applied
Kuwait	25%	MFN Applied

譲許スケジュール

2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015

18.0% 16.0% 12.0% 9.4% 8.3% 3.1% Free

来年度以降の(EPA)特恵税率は譲許表で調べる…



経済

日・マレーシア経済連携協定

- ▶ 和文テキスト (PDF)
- ▶ 附属書一(第二章関係) 第19条に関する表 (PDF)
- ▶ 附属書二(第三章関係) 品目別規則 (PDF)
- ▶ 附属書三(第三章関係) 原産地証明書の必要的記載事項 (PDF)
- ▶ 附属書四(第七章関係) 現行及び将来の措置に関する留保 (PDF)
- ▶ 附属書五(第八章関係) 金融サービス (PDF)
- ▶ 附属書六(第八章関係) 第99条に関する特定の約束に係る表 (PDF)
- ▶ 附属書七(第八章関係) 第101条に関する最恵国待遇の免除に係る表 (PDF)

英文テキスト

- ▶ 「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定第十二条に基づく日本国政府とマレーシア政府との間の実施取極」(日本語・英語)
- ▶ 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定附属書二の改正に関する外交上の公文の交換について(平成21年3月)

外務省

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/kyotei/index.html

HS5106-5110 の原産地規則の改正

日本側譲許表

品目別原産地規則
(繊維品目の原産地規則
に一部改正あり)

協定全文

和文テキスト(PDF)

- 附属書一(第二章関係) 第19条に関する表 (PDF)
- 附属書二(第三章関係) 品目別規則 (PDF)
- 附属書三(第三章関係) 原産地証明書の必要的記載事項 (PDF)
- 附属書四(第七章関係) 現行及び将来の措置に関する留保 (PDF)
- 附属書五(第八章関係) 金融サービス (PDF)
- 附属書六(第八章関係) 第99条に関する特定の約束に係る表 (PDF)
- 附属書七(第八章関係) 第101条に関する最恵国待遇の免除に係る表 (PDF)

英文テキスト

マレーシア側譲許表 Annex1の253頁以降

「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府の協定第12条に基づく日本政府とマレーシア政府との間の実施取極」(日本語・英語)

経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定附属書二の改正に関する外交上の公文の交換について(平成21年3月)

出所:外務省

マレーシアの特恵税率はマレーシア側譲許表に記載

(英文テキストの253～570頁)

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
HS	Description of goods	Base Rate	Category	Note
7220 12	-- of a thickness of less than 4.74 mm: Hoop and strip:			
7220 12 110	not exceeding 24 mm in width	10%	B5	13
7220 12 120	exceeding 25 mm not exceeding 400 mm in width	10%	B4	13
7220 12 190	other		A	
7220 12 900	other		A	

当該品目のHSコード(上6桁は世界共通)
輸出実績があれば前回のHSコードを確認
輸出実績がなければ税関に問い合わせる

日本語の品目名は輸出統計品目表などで確認

基準税率
必ずしもMFN税率に一致しない
必ず最新のMFN税率も確認する

撤廃までのスケジュール 注釈参照

譲許表4欄(一般的解釈)

表4欄	内容	備考
A	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目
B _n	協定の発効日から「n+1」回の毎年均等な関税引き下げ。基準税率から「n+1」回で撤廃	段階的関税引下げ・撤廃品目 n=3、4、5、6、7、9、10、15 初回：協定発効日、次回以降：4月1日 (マレーシア側：1月1日)
B4*	協定発効日から毎年均等な関税引き下げ、2010年1月1日関税撤廃	初回関税引き下げ：協定発効日、次回以降1月1日 対象品目：マレーシア側中古乗用自動車の一部等
B9*	協定発効日から毎年均等な関税引き下げ、2015年1月1日関税撤廃	初回関税引き下げ：協定発効日、次回以降1月1日 対象品目：マレーシア側モーターサイクルの一部等
P	協定の発効日から不均衡な関税引き下げまたは、撤廃	対象品目：マーガリン、ココア調製品等 初回：協定発効日、次回以降4月1日 (マレーシア側：1月1日)
Q	関税割当(先着順) 1,000トン/年度まで無税	関税割当数量枠内減免税 対象品目：生鮮バナナ、丸キャベツ
R	協定の発効後、一定期間を経て 関税撤廃等を交渉	再交渉品目
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目

(注)関税割当方式は「日本とASEAN諸国のEPAに基づく関税割当に関する手続き」の日本マレーシアEPAの両国手続きを参照
http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/procedure/pdf/asean_tariff_allocation.pdf

「Bn」譲許品目の段階的引き下げ・撤廃の例

(例)いちじく(生鮮のもの) HS0804.20.010

日本側譲許・・・B5(5年、6回の段階的引き下げによる撤廃)

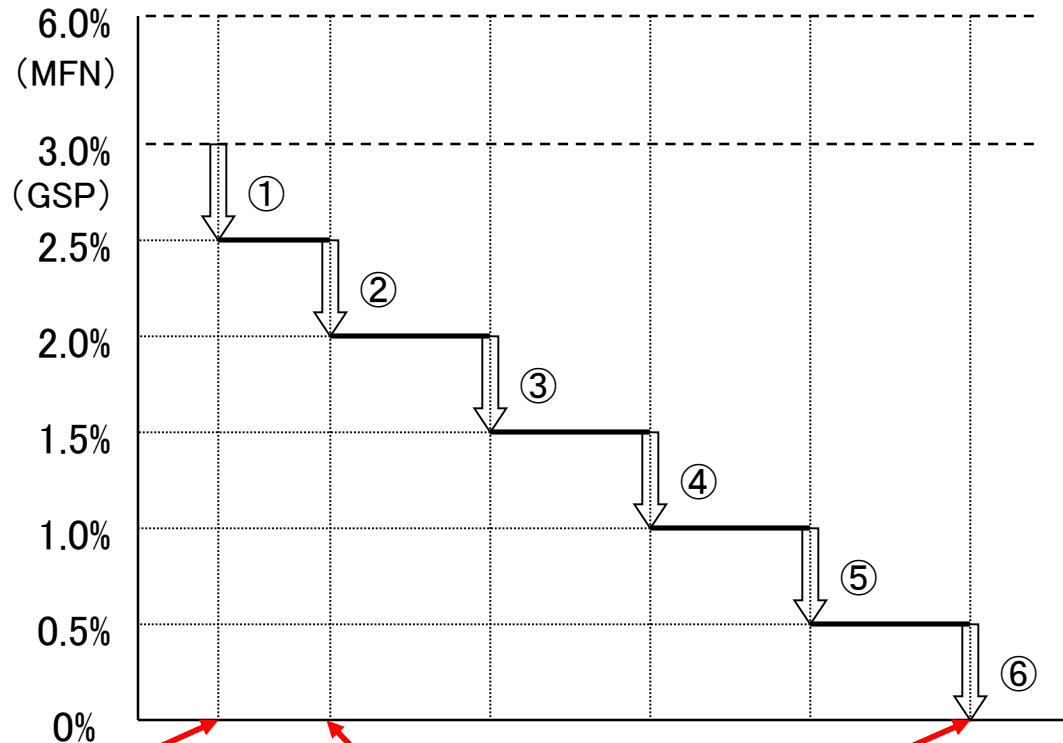
MFN税率・・・6.0%

GSP税率・・・3.0%

基準税率 6.0%
ただしGSP対象品目については、GSP税率が基準になる
例外: ガラス製の細貨

X年目の税率の計算
1回目の削減幅
 $3 \div (5+1) = 0.5$
X年目の税率は
 $3.0 - X \times 0.5$

(注)協定発効後はEPA関税が一般特惠関税(GSP関税)によってかわることになる



発効日2006年7月13日

日本側:発効後次の年から4月1日
(マレーシア側は1月1日)

6年目2011年4月1日
撤廃

(財)日本関税協会ウェブサイト掲載資料

マレーシア側譲許表5欄(注釈)

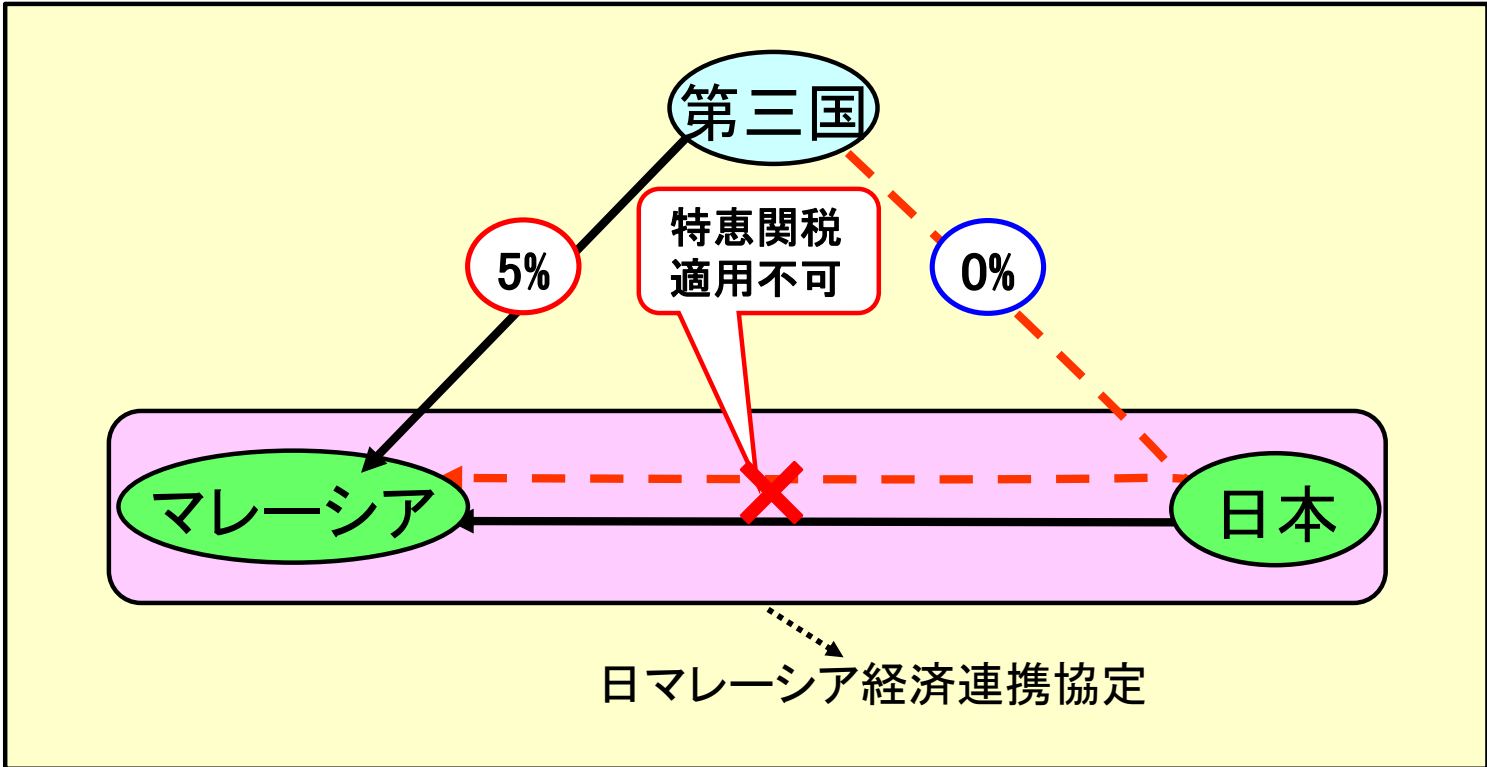
5欄	マレーシアの譲許スケジュールに関する注釈
1	関税割当・・毎年100トン、枠内は無税、マレーシア発給の関税割当のための輸入ライセンスが必要、割当数量配分は輸入国が行い、関税割当管理は輸入国が行う
2	協定の発効日から20%に引き下げ、11回の年均等な引き下げ
3	協定の発効日から5%に引き下げ、11回の年均等な引き下げ
4	関税率は10%とされる
5	(i)協定の発効日から50%、(ii)6年目から30%、(iii)11年目から20%、(iv)16年目から10%以下、(v)以降の引き下げは再協議
6	(i)協定の発効日から20%、(ii)4年目から10%、(iii)6年目から無税
7	(i)協定の発効日から20%、(ii)6年目から10%、(iii)11年目から無税
8	(i)協定の発効日から15%、(ii)6年目から10%、(iii)8年目から5%、(iv)10年目から無税
9	(i)協定の発効日から10%、(ii)6年目から5%、(iii)10年目から無税
10	(i)協定の発効日から15%、(ii)4年目から5%、(iii)7年目から無税
11	(i)協定の発効日から35%、(ii)2007年から20%、(iii)2008年からCEPT率(5%)以下、(iv)2010年から無税
12	(i)2007年末まで基本税率、(ii)2008年からCEPT率(5%)以下、(iii)2010年から無税
13	以下の場合、協定の発効日から無税 (i)自動車および同部品、電気・電子、造船および同修理、石油・ガス、鉄製家具、缶詰製造、建設、家庭用器具の製造業者によって輸入され、生産に直接使用される場合

日本側譲許表5欄(注釈)

5欄	日本の譲許スケジュールに関する注釈
1	再交渉の時期(協定発効後5年毎) ⇒ さわら、たらば蟹等
2	関税割当(1,000トン/年まで無税等)、割当枠外の関税は毎年4月1日～9月30日までの輸入は10%、10月1日から翌年3月31日までの輸入は20% ⇒ 生鮮バナナ(輸出国管理方式)
3	不均等な関税引き下げ税率 ⇒ マーガリン 協定発効日から28%、4年目から26%、6年目から25%、その後は再交渉
4	再交渉の時期(協定発効後5年目) ⇒ 油脂調整品の一部
5	再交渉の時期(協定発効後4年目) ⇒ ソーセージ等の一部
6	不均等な関税引き下げ税率 ⇒ ココアペーストの一部 協定発効日から3.0%、3年目から2.0%、6年目から無税
7	不均等な関税引き下げ税率 ⇒ ココアペーストの一部 協定発効日から7.0%、3年目から6.0%、5年目から3.0%、8年目から無税
8	不均等な関税引き下げ税率 ⇒ ココア・パウダー 協定発効日から10%、3年目から7.0%、5年目から3.0%、8年目から無税
9	不均等な関税引き下げ税率 ⇒ ココア調整品の一部 協定発効日から12%、6年目から8.0%、11年目から4.0%、16年目から無税
10	不均等な関税引き下げ税率 ⇒ ココア調整品の一部 協定発効日から12.5%、6年目から10%、11年目から5.0%、16年目から無税

EPA利用になぜ原産地証明書が必要か？

日本-マレーシア経済連携協定は二国間の取り極めであり、その特典であるEPA特惠関税は**当該国の原産品に限り**適用される。
従って、当該物品が原産品であることを確認し、それを証明する必要がある。例えば、**第三国から輸入した物品を、日本からマレーシアに再輸出するケースでは適用されない(迂回貿易回避)**



原産品判定基準(1)
日本マレーシア協定協定の場合

原産地規則を満たしている商品は「原産品」であり、次のいずれかの商品は、商品の締約国「原産品」である

(1) 完全生産品

当該締約国の領域において得られ、または生産される商品

(2) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において生産される商品

(注) 二次材料以前の材料に非原産材料を使用しているが、一次材料が全て原産材料の場合

(3) 非原産材料を使用して当該締約国で生産される商品であって、附属書2(品目別規則)に定める実質的変更基準を満たすもの。品目別規則には次の3つの実質的変更基準がある。

(3)-1 付加価値基準

(3)-2 関税分類変更基準

(3)-3 加工工程基準

原産品判定基準(2)

輸出品が原産品であるか否かの基準(原産地規則)は、品目ごとに各経済連携協定において定められている。具体的にはHSコードを確定し、利用する協定の品目別規則(日本マレーシア経済連携協定の場合、附属書2)に規定されている対象品の原産地規則を調べる。輸出品がこの基準を満たしていることを審査し、基準を満たせば、原産地証明書が発行される。

		概要	適用される産品例
(1) 完全生産品		締約国の区域内において、完全に生産される産品を原産品とする	農産品、動植物、鉱物資源等の天然産品
(2) 当該締約国の原産材料のみから生産される産品		非原産の原材料を使用して生産された原産材料を含む当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において生産される産品	加工食品など
(3) 非原産材料を用いて加工された産品		非原産材料を使用して当該締約国で生産される産品であって、第26条1項の一般(原産地)規則、附属書2(品目別規則)に定める 実質的変更基準 をみたすもの	鉱工業品 日マレーシア経済連携協定では、鉱工業品の場合、付加価値基準もしくは関税分類変更基準のいずれか一方を満たすことをもって原産品とするルールが一般的。 ※自動車は付加価値基準(60%)のみ適用
品目別規則	(3)-③ 付加価値基準	加工の結果、産品に付加された価値が特定の比率(例:40%)以上となる場合に、原産品とする	
	(3)-④ 関税分類変更基準	輸入原料・部品の関税分類番号と完成品の関税分類番号が異なれば、完成品の製造国の原産品とする	
	(3)-⑤ 加工工程基準	各製品について、重要と認められた製造作業または技術的な加工作業を例示し、域内で当該加工作業が2つ以上行われたことをもって原産品とする	
			繊維製品 日マレーシア経済連携協定では、織物の場合、製織と染色が必要

出所: 経済産業省原産地証明室監修「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

原産地規則(附属書2の見方)

関税分類変更基準

第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部品及び付属品

8701.10—8701.90	<p>トラクター</p> <p>第8701・10号から第8701・90号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が40%以上であること(第8701・10号から第8701・90号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない)</p>
87・02	<p>原産資格割合が50%以上であること(第87・02項の産品への関税分類の変更を必要としない)</p>
87・03	<p>原産資格割合が60%以上であること(第87・03項の産品への関税分類の変更を必要としない)</p>
87・04	<p>原産資格割合が50%以上であること(第87・04項の産品への関税分類の変更を必要としない)</p>
付加価値基準	

8710.10—8701.90 (農業用トラクターなど)は関税分類変更基準または付加価値基準の何れかを満たしていれば原産品である

8702 (10人以上輸送用の自動車)は付加価値基準を満たしていれば原産品である

(原文は縦書き)

原産地規則を満たしていることを証明する「原産地証明書」

- ★ 発給機関：（日本側） 日本商工会議所
（マレーシア側）国際貿易産業省（MITI）
- ★ 提出時期：輸入申告時
- ★ 有効期間：1年間
- ★ 対象となる輸入は1回限り
- ★ 第三国で発出されるインボイス：受け入れ可
- ★ 遡及発給：あり
- ★ 再発給：あり
- ★ 一般特惠（GSP）の原産地証明書（Form A）の代用は不可
- ★ 200USドルを超えない、または輸入国が規定する額を超えない貨物の場合（日本：20万円）には、提出を要しない

出所：日本商工会議所マニュアルより一部抜粋

企業登録申請に必要なデータ

<企業の場合>

- (1) 履歴事項全部証明書(発行日から3カ月以内の原本)
- (2) 「1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請者、2. 特定原産地証明書の発給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者」(オンライン画面)
- (3) 「企業登録申請書」(オンライン画面の印刷フォームに署名、押印したもの)

<個人の場合>

- (1) 戸籍抄本(外国人の場合は外国人登録証の写し)、印鑑証明書
(双方共に発行日から3カ月以内の原本)
- (2) 「1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請者、2. 特定原産地証明書の発給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者」(オンライン画面)
- (3) 企業登録申請書(オンライン画面の印刷フォームに署名、押印したもの)

出所: 日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請の手引き」より一部抜粋

原産品判定依頼に必要なデータ

- (1) 判定依頼者、担当者にかかわる情報（企業名、企業登録番号、氏名、所在地、郵便番号、担当者氏名、所属部署、電話番号、FAX、Eメール等）
- (2) 生産者に係る情報（企業登録番号、企業名〈英文・和文〉、所在地〈英文・和文〉、郵便番号、電話番号等）
- (3) 原産品判定を行う輸出製品のHSコードと英文名称
- (4) 原産品判定基準（原材料情報や証明書類に基づいて行った原産品判定基準）
 - A: 国内で完全に得られまたは生産された製品
 - B: 国内において、原産材料のみから生産された製品
 - C: 国内において、非原産材料を使用し生産された製品で、品目別原産地規則（附属書2）の要件等を全て満たす製品
 - ①付加価値基準
 - ②関税分類変更基準
 - ③加工工程基準
 - ④付加価値基準＋関税分類変更基準
- (5) 僅少、累積、代替材の救済規定適用の有無
- (6) 証明資料提出同意通知書（特定原産地証明書発給申請者の企業登録番号、企業名、郵便番号、所在地、代表者名、電話番号、FAX、Eメール、有効期限等）
- (7) この他にも別途必要に応じて資料を求める場合もある

出所: 日本商工会議所「特定原産地証明書(発給申請の手引き)より一部抜粋)

原産地証明書発給申請に必要なとなるデータ

- | | |
|------------------------------|---|
| (1) 発給申請者に係る情報 | 氏名(和文・英文、企業登録番号、企業名(和文・英文)、役職(和文・英文)、郵便番号、所在地、電話番号、FAX、Eメール、担当者名等 |
| (2) 輸出者に係る情報: | 企業登録番号、社名(和文・英文)、電話番号、FAX, 郵便番号、所在地(和文・英文)、Eメール等 |
| (3) 輸入者に係る情報: | 社名(英文)、所在地(英文)、電話番号、FAX等 |
| (4) 原産品判定番号: | HSコード、原産品名 |
| (5) 輸送手段: | 出航予定日、積込地(英文)、経由地(英文)、最終仕向地(英文)、便名(英文) |
| (6) インボイス・産品・荷姿情報 | CE 番号、インボイス日付、インボイス発行者名と所在地(英文)、品名、数量・単位、包装数量・形態(Number and kind of package)、荷印・荷物番号(Marks and numbers) |
| (7) 手数料納付・証明書交付方法 | 手数料現金支払い・振込み、証明書窓口・郵送受取 |
| (8) この他にも別途必要に応じて資料を求める場合もある | |

日本発行原産地証明書記載事項

日本商工会議所
 特定原産地証明書発給申請マニュアル事前準備編
 64頁
http://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_preparation.pdf

The screenshot shows the website for the Japan Chamber of Commerce and Industry (JCCI). The main header includes the JCCI logo and navigation tabs for 'Manual', 'FAQ', and 'Support'. A central banner reads '特定原産地証明書発給申請マニュアル' (Manual for Certificate of Origin Issuance Application). Below this, a flowchart titled '特定原産地証明書発給申請の手続き' (Application Process) outlines 7 steps: 1. Select HS code, 2. Check EPA rates, 3. Check rules of origin, 4. Prepare certificate, 5. Issue certificate, 6. Submit application, 7. Receive certificate. To the right, a 'Manual' sidebar lists '動画による解説' (Video explanation), 'お客さまサポート' (Customer support), and 'マニュアル' (Manual).

② 日マレーシア協定における第一種特定原産地証明書の留意事項

赤字内は理解を深めていただくための説明です。
 実際の証明書には印字されません。

1. Reporter's Name, Address, and country:	Reference No.:	Number of page:
(欄1) 日本からの事業者を輸出する輸出者(英文: 名前、住所、国名)	証明番号	ページ番号
AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE GOVERNMENT OF MALAYSIA FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in Japan		
3. Means of transport and mode (as per Annex) (欄3) 輸送手段(知り得る限り): 送付地を記載している必須項目 Departure Date: (日本 → マレーシア) Part of the cargo: (仕切目)		
4. Item number (as necessary): Marks and numbers: Number and kind of packages: Description of goods: HS code: other instance (欄4) 送り番号(必要に応じて)、記号、番号、包装の個数及び種類、品名、10桁番号、その他の記号 <特殊な記号> 輸(付)通(関)の付(否)を分けて書き加える場合に必須項目を記載している場合は、当該品目への送付が特徴である記入を行う(付あり、付なし)の表示 <アジア産品認定コード> 第1欄の欄1の欄1-2の欄の欄: アジア産品認定コードの付(否)を分けて記載する 第2欄の欄1の欄1-2の欄の欄: マレーシア産品認定コードの付(否)を分けて記載する 第3欄の欄1の欄1-2の欄の欄: マレーシア産品認定コードの付(否)を分けて記載する		5. Preference criterion: (欄5) 特恵基準 完全生産品 (A) 輸出地からの完全生産品 (B) 輸出地からの完全生産品 (C) 輸出地からの完全生産品 (D) 輸出地からの完全生産品 (E) 輸出地からの完全生産品 (F) 輸出地からの完全生産品 (G) 輸出地からの完全生産品 (H) 輸出地からの完全生産品 (I) 輸出地からの完全生産品 (J) 輸出地からの完全生産品 (K)
6. Quantity or gross weight, and FOB value (欄6) 数量又は重量 (欄7) 輸出額又は付加価値額 (欄8) 輸出額又は付加価値額 (欄9) 輸出額又は付加価値額 (欄10) 輸出額又は付加価値額		7. Invoice number and date (欄11) インボイス番号と日付 (欄12) インボイス番号と日付 (欄13) インボイス番号と日付

Marks and numbers (グースマーク: 商印、販売番号): 本人の任意の英数字の組合せ(印字は半角英数字、半角記号で300文字以内(制約文字内で半角漢字を記入))、印刷時に併行されるため送りボタン(受取側)で、300文字以内の英数字を任意で追加(プレビューで確認してください)
Number and kind of packages (荷姿): 品名毎に英数字(制約文字内で半角漢字を記入)、印刷時に併行されるため送りボタン(受取側)で、10桁英数字以内の英数字を任意で追加(プレビューで確認してください)

Remarks
 (欄9) 備考
 (欄10) 備考: ISSUED RETROACTIVELYが印刷される
 (欄11) 備考: インボイス使用の場合、インボイスの欄で発行される英数字、当該輸出インボイス番号の英数字が印刷される
 (欄12) 備考: 印刷時に併行される英数字、印刷時に併行される英数字

Declaration by the exporter
 (欄13) 輸出者宣言
 (欄14) 輸出者宣言

I, the undersigned, declare that:
 the above details and statement are true and accurate;
 the goods described above meet the conditions required for the issuance of this certificate;
 the country of origin of the goods described above is _____

Place and Date:
 (欄15) 場所、日付
 (欄16) 場所、日付

Signature:
 (欄17) 輸出者署名

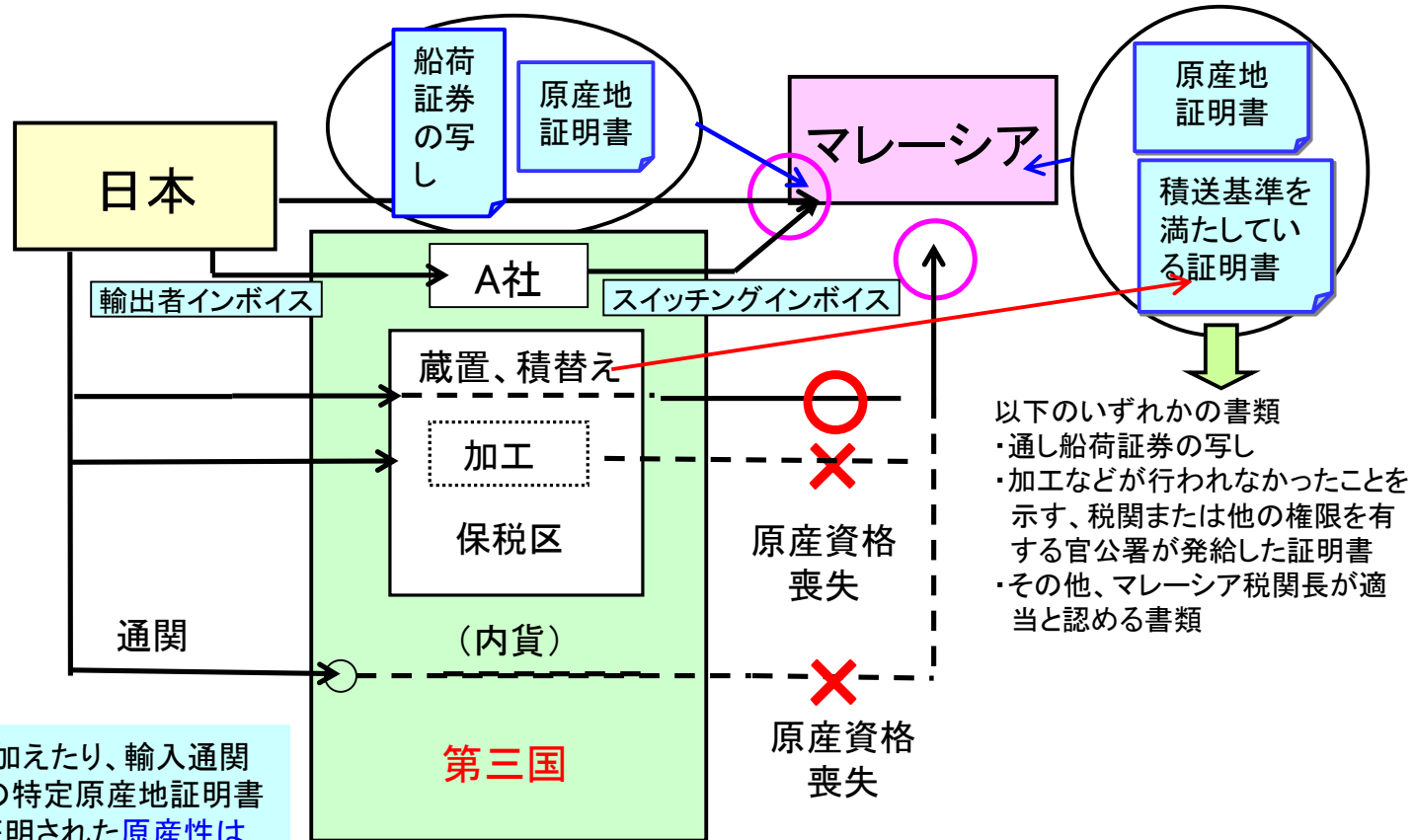
Name (printed): (欄18) 輸出者名(印刷)

Company: (欄19) 輸出者会社名

The undersigned hereby certifies that the above mentioned goods are considered as originating.
 Competent governmental authority or Designee office:
 Stamp:
 Place and Date: (欄20) 場所、日付
 Signature: (欄21) 輸出者署名

積送基準 リンボイス

積送基準はEPA特惠関税適用の要件1つである。積送基準は直接輸送とも言われ、輸出国から輸入国まで対象産品の原産性を維持したまま輸送することを要求している。従って、第三国で蔵置、積替えて輸送する場合は、税関またはその他の権限を有する官公署発給の原産品の資格を失っていないことを証明する書類が必要。第三国で発出されるインボイスの受入れは可能



EPAでは第三国で加工を加えたり、輸入通関すると、例え輸出国発行の特定原産地証明書があっても、その時点で証明された原産性は失効したことになるので注意を要する

一般特惠(GSP)税率適用品目の扱い 日本へ輸入する場合

GSP税率適用対象品目ほとんどは、協定発効後、GSPの適用除外品目になる。従って、当該品目は日マレーシア特惠原産規則における原産地証明書が必要になる

GSP原産地規則における原産地証明書



日マレーシア特惠原産地規則における原産地証明書

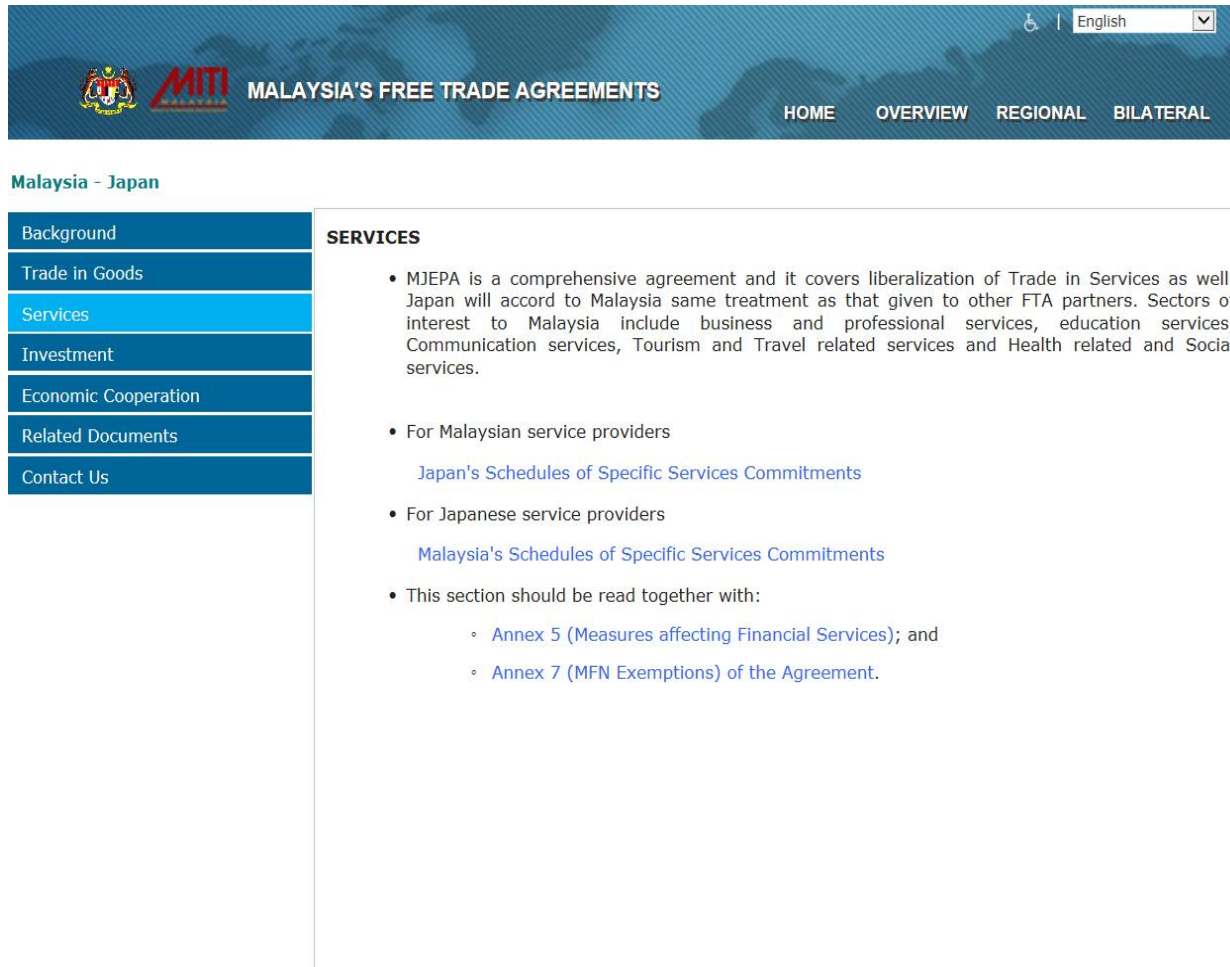
2016年4月1日現在、日マレーシアEPA特惠税率および日ASEAN EPA特惠税率の対象外(除外、再協議)であって、一般特惠税率の適用が可能な品目は14品目、日マレーシアEPA特惠税率または日ASEAN EPA特惠税率の適用対象品目であって、一般特惠税率の適用が可能な品目(一般特惠税率がEPA特惠税率を下回る品目)が50品目ある。これら品目は、従来のGSP原産地規則における原産地証明書(Form A)が必要。

税関「一般特惠税率の適用が可能な品目(対マレーシア)(2017年4月)」参照
http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei/malaysia.pdf

マレーシア側関連情報

マレーシア国際貿易産業省

<http://fta.miti.gov.my/index.php/pages/view/Malaysia-Japan>



The screenshot shows the website header with the MITI logo and the text "MALAYSIA'S FREE TRADE AGREEMENTS". The navigation menu includes "HOME", "OVERVIEW", "REGIONAL", and "BILATERAL". The main content area is titled "Malaysia - Japan" and features a sidebar with a menu: "Background", "Trade in Goods", "Services", "Investment", "Economic Cooperation", "Related Documents", and "Contact Us". The "Services" section is active and displays the following text:

SERVICES

- MJEPA is a comprehensive agreement and it covers liberalization of Trade in Services as well. Japan will accord to Malaysia same treatment as that given to other FTA partners. Sectors of interest to Malaysia include business and professional services, education services, Communication services, Tourism and Travel related services and Health related and Social services.
- For Malaysian service providers
[Japan's Schedules of Specific Services Commitments](#)
- For Japanese service providers
[Malaysia's Schedules of Specific Services Commitments](#)
- This section should be read together with:
 - [Annex 5 \(Measures affecting Financial Services\)](#); and
 - [Annex 7 \(MFN Exemptions\) of the Agreement.](#)

関連マニュアル等

原産地規則の概要 財務省関税局業務課

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/malaysia/setsumeikai_gensanchi.pdf

「日マレーシア経済連携協定」の概要 経済産業省編

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/data/malaysia_epa_gaiyou0607.pdf



日マレーシア経済連携協定 (概要)

平成18年7月
経済産業省

出所：財務省

ジェトロ・貿易投資相談課

出所：経済産業省

本資料に関するお問い合わせ

日本貿易振興機構(ジェトロ)
貿易投資相談課

貿易投資相談受付専用

電話:03-3582-5651

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

不許複製 禁無断転載